

第 27 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 3 0 日（水）午前 9 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 27 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
6	番	野	呂	田	雄一郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者	5	番	久	保	正	彦
-----	---	---	---	---	---	---

本日の議案は次のとおり

- 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局出席者	事務局長	山本 篤
	農地係主査	森川 真由美

議長 これより、第 27 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 11 名でございます。久保委員におかれましては、欠席の届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。6 番 野呂田 委員、
7 番 青木 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 27 回南幌町農業委員会総会は、
7 月 30 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 27 回南幌町農業委員会総会は、7 月 30 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 7 年 6 月 30 日、第 26 回農業委員会総会を開催した。

7 月 1 日、治水感謝式に各委員出席した。

15 日、南幌町戦没者追悼式が、保健福祉総合センターあいくるで開催され、会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第４ 報告第１号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第１号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和７年７月３０日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第１号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、１件でございます。

認定番号７の７の１、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

認定年月日は令和７年７月２５日、再認定となり、有効期限は令和１２年７月２４日までとなっております。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**１３８経営体**のうち**法人が１６法人**となります。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第１号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議 長 日程第５ 報告第２号 農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第２号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について。

農地法第３条の３第１項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第 2 号について説明いたします。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につきましては、2 件でございます。

1 件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で 9 0 7 m²他計 1 2 筆ございまして、8 6, 8 3 7 m²となります。届出をした日は、令和 7 年 7 月〇日。取得した事由は、所有者（〇〇 〇〇）の死亡による相続となっております。

2 件目につきましては、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、

田で 1 9, 9 8 4 m²他計 1 0 筆ございまして、

1 9 0, 1 4 0.94 m²となります。届出をした日は、令和 7 年 7 月〇日。取得した事由は、所有者（〇〇 〇ア m る）の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 **日程第 6** 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条第 1 項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件でございます。

譲渡人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。
譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
畑で1, 891㎡となります。

申請理由は、譲渡人は、所有地を売却することにした。譲受人は、申請地を取得し経営の拡大を図りたく申請に及んだとしています。

別にお配りしています資料1 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1をご覧ください。

第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

なお、南委員が現地の調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

2 番 議長 2 番

議長 2 番 南 委員

2 番 この件につきまして、現地にて調査を行いました、周辺農地への影響等はないものと思われます。以上です。

議 長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第27回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第27回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時10分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

6 番

7 番